

電 気 供 給 実 施 要 綱

(特 別 高 圧)

特 別 高 圧 電 力 A

2026 年 11 月 1 日 実 施

 東北電力株式会社

目 次

1	適 用 条 件	1
2	季 節 区 分	1
3	契 約 電 力	1
4	料 金	1
5	予備電力Aをあわせて契約する場合の取扱い	2
6	そ の 他	3
	附 則	4
	別 表	5

特 別 高 圧 電 力 A

1 適 用 条 件

- (1) この電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用するお客さまが、この実施要綱の適用を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。

なお、契約電力は原則として2,000キロワット以上といたします。

- (2) この実施要綱は、次の地域に適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島等は除きます。

2 季 節 区 分

季節区分は、次のとおりといたします。

- (1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

- (2) そ の 他 季

夏季以外の期間をいいます。

3 契 約 電 力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

4 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気標準約款（以下「標準約款」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

- (1) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（5〔予備電力Aをあわせて契約する場合の取扱い〕により予備電力Aによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,076 円 30 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,054 円 30 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 67 銭	18 円 65 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 31 銭	18 円 32 銭

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

ロ 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

5 予備電力 A をあわせて契約する場合の取扱い

(1) 適 用 条 件

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、次の場合により予備電線路による電気の供給をお客さまが希望される場合には、予備電力 A として、この実施要綱とあわせて契約することができます。

イ 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分と異なった電圧で電気供給を受ける場合を除き、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力 A によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として 50 キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料 金

料金は、4（料金）によって算定された金額に次のイの基本料金とロの電力量料金を加えた

金額をその 1 月分の料金として申し受けます。ただし、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線については 1 月につき契約電力と基本料金率（常時供給分の基本料金率といたします。）によって算定した値（電気を使用する場合のものいたします。）の 5 パーセント、予備電源については 1 月につき契約電力と基本料金率（常時供給分の基本料金率といたします。）によって算定した値（電気を使用する場合のものいたします。）の 10 パーセントに相当するものいたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものいたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、常時供給分の該当電力量料金率を適用し、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものいたします。

(4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの算定上、予備電力 A によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(5) そ の 他

イ お客さまが希望される場合には、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他定めのない事項については、常時供給分の規定に準ずるものいたします。

6 そ の 他

この実施要綱に定めのない事項については、標準約款によります。

附 則

1 実 施 期 日

この実施要綱は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

別 表

1 燃料費等調整

(1) 燃料費調整

標準約款別表2（燃料費等調整）(2)ロに定める基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	17 銭 6 厘
-------------	----------

(2) 市場価格調整

標準約款別表2（燃料費等調整）(3)ロに定める市場基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	12 銭 4 厘
-------------	----------

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

標準約款別表2（燃料費等調整）(4)ロに定める離島基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----